東海市学習支援教室 台風・地震災害時の対応について

- 1「特別警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は東海市に発令された場合
 - 教室等は開催しません。(学校は休校になります)
- 2 「暴風警報・暴風雪警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知多地域又は 東海市に発令された場合
 - ① 前日に発令が予想されるとき 社会教育課から学習支援員・サポーター・参加生徒保護者に連絡します。
 - ② 教室等の開催当日に発令されたとき 下記「暴風警報・暴風雪警報発令時の教室開催について」に準じて、開催及び 中止を決定します。
 - 暴風警報・暴風雪警報発令時の教室開催について
 - ・午前6時30分までに警報が解除された場合は平常どおり開催。
 - ・午前6時30分以降に解除された場合は中止。(令和4年度4月より)
 - ③ 教室等開催中に発令されたとき 気象状況等を判断し帰宅させます。帰宅困難と判断した場合は、保護者へ連絡 し教室にて待機させ送迎を待ちます。
- 3 「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」が愛知県全域又は愛知県西部・知 多地域又は東海市に発令された場合
 - ① 基本的に教室等は開催します。(学校は休校になりません)
 - ② 気象状況や交通の便等によって保護者が参加困難と判断した場合は欠席していただいて結構です。この場合「学習広場みらいーな」の携帯へ連絡してください。

4 東海地震注意情報が発表された場合

- ① 社会教育課から連絡があるまでの期間、事業を中止します。 (学校は臨時休校となります)
- ② 教室等開催中に発令されたときは、生徒の混乱防止に十分配慮し帰宅させます。帰宅困難と判断した場合は、保護者へ連絡し避難場所安全な場所にて待機させ送迎を待ちます。

5 緊急地震速報が発令された場合

- ○周囲の状況に応じて、あわてずに、まずは身の安全を確保させます。 頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れさせる。・あわてて外に飛び出させない。 /窓ガラスの割れなどに注意させる。
- ※ 特別警報又は暴風警報・暴風雪警報以外の場合は、原則開催しますが、状況に応じて保護者の判断で欠席していただいて構いません。連絡をお忘れなく。